燕市社会福祉協議会　燕市市民交流ホール作品展示利用要綱

（目的）

第１条　本要綱は、社会福祉法人燕市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が管理する燕市市民交流ホール（以下「ホール」という。）において、地域住民、事業所、ボランティア・市民活動団体及び障がい福祉事業所等（以下「展示団体等」という。）の作品展示を行うことにより、地域の交流促進、福祉への理解促進及びホールの活性化を図ることを目的とする。

（展示対象者）

第２条　作品展示を行うことができる者は、原則として次の各号のいずれかに該当する団体又は個人とする。

⑴市内で活動するボランティア団体・市民活動団体

⑵市内の事業所、企業（地域貢献・交流を目的とするもの）

⑶障がい福祉事業所、高齢者福祉施設等

⑷社会教育関係団体

⑸その他、本会がホールの活性化に適当と認めた団体又は個人

（展示対象作品）

第３条　展示できる作品は、絵画、写真、書道、手芸、工芸、パネル展示など、来館者の目を楽しませ、交流を促進するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは展示できない。

⑴営利・商業宣伝のみを目的とするもの（※福祉事業所の授産製品紹介などは除く）

⑵政治的又は宗教的宣伝を目的とするもの

⑶公序良俗に反するもの、又は来館者に不快感を与えるおそれがあるもの

⑷危険物、異臭物を放つもの、生花・生き物など管理が困難なもの

⑸壁面や床面を汚損・破損するおそれがあるもの

⑹その他、展示において本会が不適切と認めるもの

（展示期間及び時間）

第４条　１団体あたりの展示期間は、原則として２週間から１カ月までの間とする。ただし、本会が認める場合はこの限りではない。

２　作品の搬入・搬出及び展示作業は、平日の午前８時３０分から午後５時までの間に行うものとする。

（利用料金）

第５条　作品展示のためのホール利用料（展示スペース代）は、無料とする。

（申請手続き）

第６条　展示を希望する展示団体等は、展示開始日の１週間前までに、燕市市民交流ホー

ル作品展示申請書（別紙）を本会に提出しなければならない。
２　本会は、申請内容を審査し、適当と認めたときは展示の許可を行い、日程を調整する。

（搬入・展示・搬出の責任）
第７条　作品の搬入、展示及び搬出作業は、原則として展示団体等が自らの責任と費用で行うものとする。
２　展示に必要な備品（パネル、フック、ワイヤー等）は、原則としてホールの所有するものを貸与するが、不足分は展示団体等が用意する。
３　展示期間が終了したときは、展示団体等は速やかに作品を搬出し、展示スペースを原状に回復しなければならない。

（作品の管理及び免責）
第８条　展示期間中、作品の管理は展示団体等の責任において行うものとする。
２　本会は、展示作品の盗難、紛失、破損、火災その他不慮の事故による損害について、一切の責任を負わない。
３　来館者が作品に触れないよう、必要に応じて展示団体等で「お手を触れないでください」等の案内を掲示すること。

（販売行為の取り扱い）
第９条　ホール内での作品の直接的な販売行為は、原則として禁止とする。
２　障がい福祉事業所の授産製品（自主製品）の紹介や、ボランティア・市民活動団体の活動支援に繋がるもの等で、本会が事前に公益的活動として認めた場合に限り、日時を限定した対面販売、又は連絡先の掲示を認めるものとする。

（許可の取り消し）
第 10 条　展示団体等が本要綱に違反した場合、又は管理上支障が生じた場合は、本会は展示許可を取り消し、又は展示を中止させることができる。

（その他）
第 11 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会と展示団体等が協議して定める。

附　則
本要綱は、令和８年１０月１日から施行する。